

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-2-1:2022

規格名：電気設備用ケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステム—第 2-1 部：壁及び天井に取り付けることを目的とするケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（JIS C 8471-1（以下、第1部）の規定による。） CTS又はCDSは、必要に応じて絶縁電線、ケーブル及びシステムに含まれる電気機器に対して機械的保護を備えるように設計され構成しなければならない。また、必要に応じて適切な電氣的保護も備えなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条9 9.101	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条9 構造 9.101 組立 システムコンポーネントは、正しく組立できなければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時ににおける被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（第1部の規定による。） CTS又はCDSは、必要に応じて絶縁電線、ケーブル及びシステムに含まれる電気機器に対して機械的保護を備えるように設計され構成しなければならない。また、必要に応じて適切な電氣的保護も備えなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性	■該当 □非該当	箇条7 7.1	箇条7 表示及び文書 7.1 個々のシステムコンポーネントには、次の事項を表示しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-2-1:2022

規格名：電気設備用ケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステム—第 2-1 部：壁及び天井に取り付けることを目的とするケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。		7.3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業者の名称、商標又は識別マーク ・ 製品の識別マーク 保護接地端子は、規定の記号で表示しなければならない。 (第1部の規定による。) 7.3 製造業者は、適切かつ安全な設置及び使用に必要な全ての情報を必要に応じて文書に明示しなければならない。文書には次の事項を明示しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ システムのコンポーネント ・ システムコンポーネント及びそのシステム全体の機能 ・ 製品の分類 (種類) ・ タイプ1 CTS又はCDSの機能リスト ・ CTS又はCDSのケーブルの収納可能な断面積、等 ただし、次の事項は、在来工事で使用する金属製CTSに限る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 在来工事で使用する金属製CTSのスイッチボックスの高さ ・ ハンマ衝撃試験方法で試験を行うときは、規定する耐衝撃性分類 	
第 四 条	供用期間中における安全機	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条14	第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。 箇条14 外的影響	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-2-1:2022

規格名：電気設備用ケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステム—第 2-1 部：壁及び天井に取り付けることを目的とするケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	能の維持	であるものとする。		14.2	14.2 耐食性又は汚染物質に対する保護 在来工事で使用する金属製のCTSは、十分な耐食性をもってなければならない。	
第五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条4 箇条14 14.1 14.1.1	箇条4 一般要求事項（第1部の規定による。） システムコンポーネントは、保管及び運送時の最低温度、設置及び使用時の最低温度、及び使用時の最高温度のときに、施工及び使用時に生じる可能性がある負荷に耐えなければならない。 箇条14 外的影響 14.1 エンクロージャによる保護等級 14.1.1 一般 製造業者の指示に従って組み立てたCTS又はCDSは、最低限、IP20とする製造業者が指定する分類の保護等級に従った適切な保護を提供しなければならない。（第1部の規定による。）	
第六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	箇条9 9.4 9.4.2	箇条9 構造 9.4 機械的接続 9.4.2 再使用するねじは、試験後、ねじ接続の再使用を損なうような損傷があつてはならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-2-1:2022

規格名：電気設備用ケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステム—第 2-1 部：壁及び天井に取り付けることを目的とするケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				9.4.3	9.4.3 ねじ接続以外で再使用を意図した機械的接続は、試験後、機械的接続の再使用を損なうような損傷があってはならない。（第1部の規定による。）	
第七 条 第 1 号	感電に対する 保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条9 9.7 9.7.1	箇条9 構造 9.7 充電部への接触 9.7.1 CTS又はCDSは、通常の使用状態のように装置及び／又はその他の電気機器が設置されているときに充電部に接触できないように設計しなければならない。（第1部の規定による。）	
第七 条 第 2 号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条9 9.5 9.5.2	箇条9 構造 9.5 接触可能な露出導電部 9.5.2 製造業者の指示で組み立てたCTS又はCDSの接触可能な露出導電部は、絶縁障害が発生しても接地への信頼できる接続を備えなければならない。（第1部の規定による。）	
第八 条	絶縁性能の保 持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（第1部の規定による。） CTS又はCDSは、必要に応じて絶縁電線、ケーブル及びシステムに含まれる電気機器に対して機械的保護を備えるように設計され構成しなければならない。また、必要に応じて適切な電氣的保護も備えなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-2-1:2022

規格名：電気設備用ケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステム—第 2-1 部：壁及び天井に取り付けることを目的とするケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条13 13.1 13.1.3	箇条13 火災危険 13.1 火災の影響 13.1.3 火災の延焼 非延焼性のCTS又はCDSは、発火しない、又は発火しても発火源を取り除いたときに燃焼し続けてはならない。(第1部の規定による。)	
第十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条14 14.1 14.1.4	箇条14 外的影響 14.1 エンクロージャによる保護等級 14.1.4 危険部への接近に対する保護 組立品は、規定に従って適切な試験を行う。 検査プローブは、導体が収容される場所に入ってはならない。(第1部の規定による。)	
第十一 条 第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条9 9.1	箇条9 構造 9.1 シャープエッジ 表面又はエッジは、絶縁電線又はケーブルを損傷してはならない。(第1部の規定による。)	
第十一 条 第 2 項	機械的危険源による危害の	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によ	■該当 □非該当		第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次による。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-2-1:2022

規格名：電気設備用ケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステム—第 2-1 部：壁及び天井に取り付けることを目的とするケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	防止	って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。		箇条10 10.3 10.3.2 10.3.2.104 10.101 附属書JD JD.1 JD.1.3 JD.2 JD.2.3	箇条10 機械的特性 10.3 衝撃試験 10.3.2 設置及び使用時の衝撃試験 10.3.2.104 試験後 ・ 組立品は、目視で確認できる亀裂又は類似の損傷があつてはならない。 ・ 組立品は、組み立てた状態のままではなければならない。 ・ 安全性が損なわれる損傷があつてはならない。 10.101 CDSの圧縮試験 CDSは、絶縁電線又はケーブルを引き込むことを保証するために、圧縮に対して十分な耐性をもたなければならない。 附属書JD ハンマ衝撃試験方法 JD.1 金属製線び及び金属製線び用の附属品の衝撃試験 (金属製線び用のボックスを除く。) JD.1.3 試験後、試料に再使用できないような損傷破損があつてはならない。また、カバー (キャップ) があるものは、カバー (キャップ) が外れてはならない。 JD.2 金属製線び用のボックスの衝撃試験 JD.2.3 試験後、試料に破壊の兆候がなく、目視で確認で	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-2-1:2022

規格名：電気設備用ケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステム－第 2-1 部：壁及び天井に取り付けることを目的とするケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					きるひび割れがあつてはならない。また、カバー（キャップ）があるものは、カバー（キャップ）が外れてはならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	—	—	当該製品は、人体に危害、又は物件に損傷を与えるおそれのある化学物質の流出及び溶出がないため、非該当が妥当と考える。
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	□該当 ■非該当	—	—	当該製品は、製品に電気を流さないことから、電磁波の発生源がないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考	電気用品は、当該電気用品に通常想定され	■該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-2-1:2022

規格名：電気設備用ケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステム－第 2-1 部：壁及び天井に取り付けることを目的とするケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	慮した安全設計	る無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input type="checkbox"/> 非該当		CTS又はCDSは、必要に応じて絶縁電線、ケーブル及びシステムに含まれる電気機器に対して機械的保護を備えるように設計され構成しなければならない。また、必要に応じて適切な電氣的保護も備えなければならない。	
第十五条第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第 2 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-2-1:2022

規格名：電気設備用ケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステム－第 2-1 部：壁及び天井に取り付けることを目的とするケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第 3 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	—	—	当該製品は、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電システムや組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	□該当 ■非該当	—	—	当該製品は、部品であるため、非該当が妥当と考える。
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	□該当 ■非該当	—	—	当該製品は、電磁的妨害による誤動作により安全機能に障害が生じることはな

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-2-1:2022

規格名：電気設備用ケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステム－第 2-1 部：壁及び天井に取り付けることを目的とするケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						いため、非該当が妥当と考える。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	—	—	当該製品は、製品に電気を流さないことから、電磁波の発生源がないため、非該当が妥当と考える。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	■該当 □非該当	箇条7 7.2	箇条7 表示及び文書 7.2 表示は、耐久性があり、容易に読みやすくなければならない。（第1部の規定による。）	
第二十条 条第1号	表示等（長期使用製品安全表示による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のもの	□該当 ■非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-2-1:2022

規格名：電気設備用ケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステムー第 2-1 部：壁及び天井に取り付けることを目的とするケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		<p>のに限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間 (消費生活用製品安全法 (昭和四十八年法律第三十一号) 第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。)</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第二十条第 2 号	表示等 (長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>二 電気冷房機 (産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 非該当</p>	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-2-1:2022

規格名：電気設備用ケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステム－第 2-1 部：壁及び天井に取り付けることを目的とするケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第 二 十 条 第 3 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限る、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	□該当 ■非該当	—	—	—
第 二 十 条 第 4 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年	□該当 ■非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-2-1:2022

規格名：電気設備用ケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステム－第 2-1 部：壁及び天井に取り付けることを目的とする
ケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				